

## 名都「京城」の夢

——「京城市街地計画」の植民地的特質に関する考察——

石 田 潤一郎\*

### はじめに

近代都市計画のリーダーだった石川栄耀<sup>ひであき</sup>の伝記『都市に生きる』を書いた根岸情治は、1939年4月に石川栄耀が「京城」で講演をおこなったときの様子を、自らの回想として次のように述べる。

当時の京城府には元彼の部下であった者が数人相当重要な地位を占めてゐて、しきりに、道路の新設やら、ロータリーの築造やら、郊外地の土地区画整理事業等に活躍して、京城の起伏の多い美しい地勢を利用して“名都京城”のスローガンのもとに、新都市京城の創設に努力してゐた<sup>1)</sup>。

石川栄耀の「名都論」といえば、太平洋戦争後の彼の代表的な主張として知られている。都市計画の主流が戦災復興と経済再建一辺倒になっているのに対して、石川は1950年ごろから、その「名都論」で美観の重要性を説いた。だが、この「名都」という言葉自体についてみれば、石川は戦前から用いている。彼が「京城」を最初に訪れた1934年の時点で、彼はたしかにこの街を「名都」と呼んだ。

朝。何と京城の美しさ。私は宿の窓で深く呼吸を吸い<sup>ママ</sup>ました。それはスイツツルの名都の面影。グルリ丘にめぐられて（それが又岩の多い景勝的な丘）紺碧の空の下都市。町の中には広場が多い。その一つ二つの広場には中央にあたかも巴里の手法をまねて南大門、東大門が美しく釣合好く置かれて<sup>ママ</sup>る。北の丘陵の中腹には朝鮮建築のエッセンスである、景

---

\*いしだ じゅんいちろう 京都工芸繊維大学大学院

福、昌徳の諸宮。そして秘苑の幽すい。南の丘は云う迄もなく南山。(中略) 此れで、中央を東西に流るる清溪川が本当に清く澄んででも居たら、そして一般朝鮮市民の家屋がせめて一坪なり二坪なりの青い庭を有つて居たなら何と此は疑いなき名都でありませう。(中略) 私は名都京城の朝の感触を満喫しつつ不思議な内地では見ざる印象を得ました<sup>2)</sup>。

1930年代後半、植民地支配下の「京城府」に都市計画法規——「朝鮮市街地計画令」が施行され、法定都市計画事業が可能となったとき、日本人都市計画技術者たちは大規模で多角的な都市計画を立案し、実行に移す。そのとき石川栄耀というカリスマによる「名都京城」という評価が彼らを鼓舞していたであろうことはうなずけるところであるし、実際、石川自身が1939年2月には京城府から「都市計画事務」の嘱託を受けている<sup>3)</sup>。

それらの事業は、戦時体制の深化と、その結末たる大日本帝国の崩壊によって中絶し、あるいは変質した。そのため、事業の内容とそれによって出現した生活空間の様相はこれまで必ずしも明らかにされていなかった<sup>4)</sup>。本稿は、「名都京城」の実現という夢のくまぐまをたどることで、植民地における近代の一面を知り、それと同時に近代日本の都市計画の特質もまた透視しようとするものである。

## 第一章 改造される「京城」

1392年、朝鮮王朝の首都は漢城と定められた。中国の都城制に倣った城郭都市であるが、風水思想の影響によって自然地形に従うことを重視したため、古代中国都市のような幾何学的秩序は希薄であり、城郭で圍繞された外形も街路形状もあえて不整形に造られた。一九世紀末期から朝鮮王朝は、日本、ロシアをはじめとする列強の介入に抗すべく近代国家への脱皮を模索する。その一環として、首都・漢城の都市改造に着手する。1896年には、鍾路・南大門路などの中心街路において、店舗の除去による路幅の回復を進め、1898年には市街電車を敷設する。また西洋風の宮殿の建設にも踏み出す。その都市改造のモデルは米国のワシントン D. C. であったともいわれる<sup>6)</sup>。しかし、1910年8月29日の日本による韓国併合で、漢城の都市改造は表面的な段階で中絶する。なお、漢城府から京城府への改称は併合直後の1910年9月30日である。

日本人の漢城進出は1880年の開市とともに始まり、日露戦争を期に居留民が急増する。1883年の時点では京城に居住する日本人は89名に過ぎなかったが、日露戦争後の1906年には1万人を超え、併合後の1911年には3万8217名を数えるにいたる。

併合以前から、日本人居留民は、行政権を掌握するにつれて各地で城壁の撤去をはじめとする都市改造に着手していた。漢城においても、1907年9月には韓国政府の予算によって南大門左右の城壁を取り壊し、京城停車場までの街路を拡幅する「治道事業」を実施した。また日

## 名都「京城」の夢（石田）

本人居住区は泥岨と呼ばれた低湿地である南山の北側山麓に設定されていた。このため居留民団の予算による街路の拡幅・舗装や下水の整備などの対策をしばしば必要とした<sup>7)</sup>。併合後の1912年10月、総督府は各地域での都市改造を統制するために、「市区改正」や市街地の拡張を実施する場合には総督府の認可を得るよう定めた訓令を発した。その上で翌11月、朝鮮総督府は「京城市区改修予定計画路線」29路線を告示する。先にも触れたように、漢城の街路網は、少数の幹線路以外は韓屋の隙間を縫って屈曲を繰り返す「葉脈状」の形態を呈していた。市区改正計画は、そうした韓屋の海に、重要施設を結ぶ広幅員の直線街路を、縦横、さらには斜行させて開削しようとするものであった<sup>7)</sup>。

この事業は、その名前に明らかなように東京での市区改正事業（1888～1918）を参照している。いうまでもなく、東京市区改正は、旧江戸府内域において、道路・鉄道・上下水道、河川・公園等の基盤的施設の整備を進める日本で最初の法定都市計画であった。これに対して京城市区改正事業が当初の時点で目的としたのは街路の開削・拡幅（とそこで必要な橋梁の架設）に限られていた（水道事業はじめ、他の都市整備事業は市区改正事業とは別個に施行されることになる）。施行される地域も、第1期段階では漢城府の範囲、つまり城壁で囲まれる範囲に限定されていた（1919年以降の第2期事業では軍施設が集中する龍山地区まで拡大する）。1928年までに総督府はこの事業に総額約625万円の工費をかけて総延長2万2000メートルの街路を整備した。しかし、都心部は計画だけで終わった路線も多い。また、日本人居住地区を優先したことが、市区改正事業は日本人に手厚く朝鮮人居住地区に対しては疎略であるとの非難を呼ぶことになる。

## 第二章 都市計画法制の胎動

日本国内では、1919年に「東京市区改正条例」に替わって「都市計画法」が制定される。第一次大戦期の好況を背景に大都市圏への人口の集中が進み、近郊での無秩序な市街化が生じてきた。この事態に対して、土地利用の規制を可能し、また、区画整理や地帯収用などの都市整備手法に法的根拠を与えるために、新たな都市計画法制が必要となったのである。

朝鮮半島においても、京城府での過密居住がもたらす衛生状態の悪化、また大邱、平壤両府の人口の急増が顕在化していた。このため、朝鮮総督府と各府は「朝鮮都市計画令」の制定を構想しはじめ、1921年には4大都市（京城・平壤・大邱・釜山の各府）人口動態や施設立地など都市計画立案の基礎となるデータの調査を本格的に開始した。さらには東京での都市計画講習会に吏員を派遣するなどした。1921年にはまた、半官半民の組織である京城都市計画研究会が発足し、「百万以上の人口を包容する位の規模に於て京城建設の根本計画を確立する」ために、京城府での都市計画法令の制定を求める。

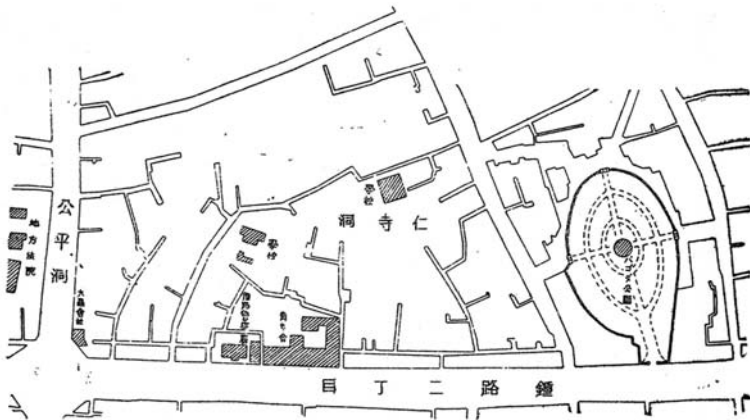
こうした動きは関東大震災（1923年9月1日）が起きて、その復興費に予算を割かれたため

にしぼんでしまう。それでも京城府当局は1925年に相当数の参考資料を集め、翌26年には「京城都市計画区域設定書」を完成するとともに臨時都市計画係を設置して、同年暮れに多くのデータや街路計画案などを収載した『京城都市計画資料調査書 上巻』をまとめている（刊行は27年）。

この間、府の広報誌である『京城彙報』では、馬野精一府尹以下、都市計画の必要性とその方法を強調している<sup>8)</sup>。なぜ都市計画を実行しなければならないかという理由について、府当局はもっぱら人口集中が引き起こす衛生問題を挙げている。この時点での都市計画を主唱していたのは酒井謙治郎水道技師兼衛生技師とみられるが、彼は、死亡者数が誕生者数よりも年間5000人多い事態は過密がもたらしたものであることを力説した。したがって、この時期の京城府当局が主眼を置いたのは都心部での区画整理であり、1928年刊行の『京城都市計画調査書』では、特に朝鮮人居住区を中心・鍾路一带50万坪を整形街区に変える計画を立てて克明に説明している【図1】。

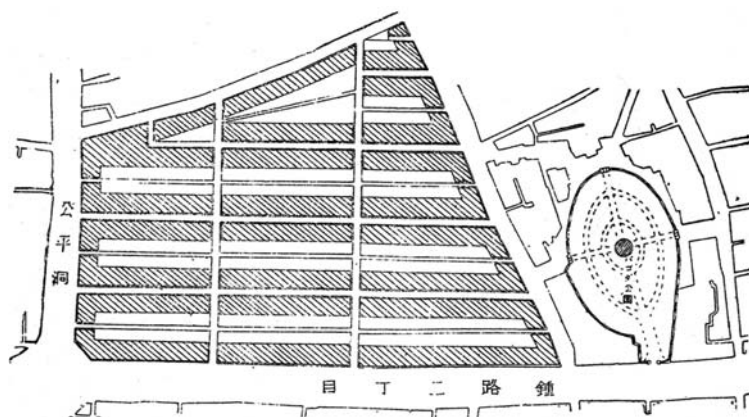
この『京城都市計画調査書』を基礎に、京城府は1929年度から1940年度までの11カ年継続の都市計画事業を策定し、1928年8月には朝鮮総督府の認可を得る。その事業は周辺地域を編入した「大京城」に街路網を展開する総額1010万円の大プロジェクトであった。

これを実行するための財源として、京城府は受益税の設定を希望した。都市整備事業施行地域の周辺住民に工事費の負担を求める受益税の発想自体は24年に登場していたが<sup>9)</sup>、施策化にはいたっていなかったものである<sup>10)</sup>。29年3月、京城府は、道路幅員の5倍の範囲に、工事費の1/3を負担させるなどとする条例を策定し、府協議会（1931年の地方制度改革によって府会が設置される以前の審議機関）に審議を付託した。反対も強かったが、同年8月に可決を見、



出典：『京城彙報』第71号

図1A 1927年時点での鍾路北側、仁寺洞付近の街路形状



出典：『京城彙報』第71号

図1B 区画整理による街区形成案

朝鮮総督府の認可を求めるところまでこぎつける<sup>11)</sup>。

総督府においても、同じ29年に、朝鮮半島全体に都市計画令を制定する準備を進めていた。総督府は京城府については綿密なデータを駆使して、都市計画区域、用途地域区分、街路網・電車網、公園・上下水道についての将来計画を策定し、『京城都市計画書』として1930年3月に刊行する。ここで描かれた構想は、1936年12月に策定される「京城市街地計画」の原型となっていく。

しかし、この1929年に大きな転機が訪れる。一つには、1月に京城都市計画研究会が前東京復興局長の直木倫太郎を招聘し、講演を依頼したことである。総督府政務総監の池上四郎が大阪市長の時代に直木は土木局長を務めていた。この縁から池上が斡旋したものである。直木はその講演で、意外にも中心部の密集地域に触れずに郊外住宅地の開発を慫慂する。その真意について直木は、中心部の区画整理は換地の余地もなく、居住する朝鮮人に対して立ち退きを強制することになるので、まず「郊外地の美しさ、住みよさを教え」て、立ち退きに希望を持たせるべきだと述べている。その理由については「大局から見て頗る面白からざる現象を露出せしむるが落だ」と漠然とした書き方しかしていないが、朝鮮人の反発をかって治安上の問題を引き起こすことを危惧したと見てよい<sup>12)</sup>。政治的な観点からの郊外重視というこの提案は、京城での都市計画の方針に根本的な転換を迫るものであった。

もう一つの転機は3月に訪れる。京城府が、大阪市都市計画部庶務課長の職を引いたばかりの岡崎早太郎を囑託にして、都市計画の制度作りを依頼したのである。これも池上総監の斡旋による人事である。岡崎は当初は京城府囑託であったが、後には総督府の囑託となって朝鮮半島全体に渉る都市計画法令を起草することになり、1931年末には草案をまとめている<sup>13)</sup>。岡

崎は名古屋市と大阪市で草創期の都市計画を推進してきた経験があり、1925年には『都市計画と法制』を著している。条文の解釈と運用については権威と目されていた。既成市街地の改良を主眼とする国内の都市計画法に対して、岡崎草案は新市街の統制にも対応できることをめざすものであり、また、土地区画整理を重視し、緑地・空地の確保にも重きを置いた。

こうして、京城府での都市計画法制の整備は具体化していくかに見えた。しかし朝鮮総督府は、京城府から提出されていた受益税条例案について長く結論を留保した末に、1930年11月にいってこれを却下する。前年末からの世界的不況のなかでの増税を憂慮したためである。さらには都市計画法令の制定自体にも消極的になった。総督府のこうした態度の変化を受けて、京城府は32年6月には臨時都市計画係を廃し、都市整備事業としては、従来からの市区改修事業による道路建設に専念することとなる。

### 第三章 「京城市街地計画」の樹立

不況によって、都市計画法制樹立の機運は一端しほむ。しかし一方で、1931年4月に総督府は窮民救済事業として都市間の幹線道路の整備事業を開始する。農村救済に眼目があったとはいえ、京城府郊外の道路も対象となった。このため、府域内における市区改修事業もこれに接続すべく活発化した。一方、朝鮮半島北部の咸興、興南といった地域が朝鮮窒素株式会社の工場立地によって急激な都市化を見せはじめ、都市問題が従来の四大都市にとどまらないことが明らかになってきた。つづいて満洲事変、「満洲国」建国という事態が生じ、中国東北部との国境の村であった羅津が満洲鉄道の終端地として開発されることとなる（1932年5月には内定の報道、8月に決定）。こうした状況から、総督府は、1932年5月ごろには都市計画法令の実施を決める。

ただ、この転換が、実際の法令「朝鮮市街地計画令」として具体化するまでには2年を要した。総督府での法令立案に手間取ったのは、各部署が業務の取り合いと押し付け合いを演じたためらしい。まず都市計画法規と土地区画整理関係の法規、建築物単体の規制とを別個の3法令にしようとして意見がまとまらず、次に、内地と同じく都市計画+区画整理と建築物の2本立てで検討されたが、これにも異論が出たという<sup>14)</sup>。結局、3分野を統合した1制令「朝鮮市街地計画令」として、1934年6月20日に公布されることとなった。同年8月1日に第1章「総則」、第3章「土地区画整理」の部分を施行した。第2章「地域及地区ノ指定並ニ建築物等ノ制限」に関わる条文は1935年9月20日からの施行とされた。

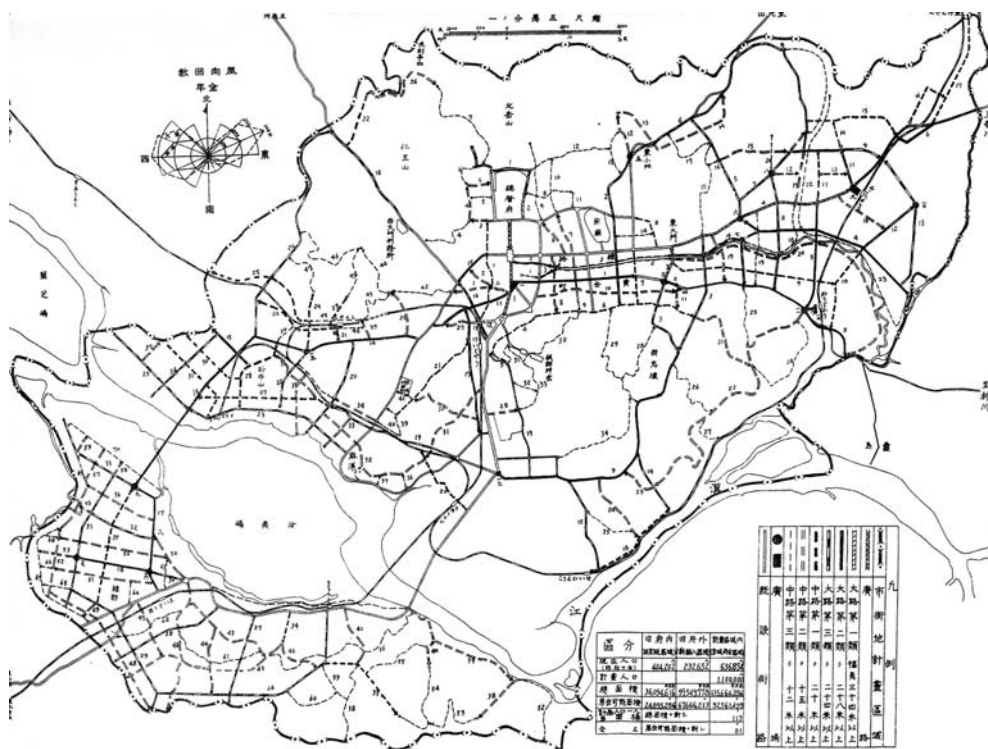
なお、名称について付言しておきたい。「市街地計画」という言葉は1929年1月に「永登浦市街地計画調査委員会」において用いられたのが早い例で、1930年5月の時点で朝鮮総督府は「朝鮮市街地計画令」という名称を想定している。岡崎早太郎は1932年3月の段階で「市

街計画法制」といった呼び方をしていた。ただ一般的には「朝鮮都市計画令」の名称で語られることがほとんどで、新聞報道などでの呼称が「都市計画令」から完全に「市街地計画令」へと変わるのは1933年前半からである。日本国内の「都市計画法」と異なる名称を採用した理由を、総督府は、法令の目的が既成都市に対する改良にとどまらず、羅津・興南のような新市街地の創出と既成市街地の拡張に重点を置いていることを示すためと説明している。国内の都市計画法が市と町村とで手続きを異にするのに対し、朝鮮市街地計画令は行政組織の形態とは無関係に、市街化の可能性の判断だけで法令を適用しうる制度にしたことの端的な表れと見てよい<sup>15)</sup>。

京城府は「朝鮮市街地計画令」の制定を受けて、1934年5月に都市計画係を復活させて、あらためて都市計画実施の準備にはいる。第1段階として、周辺地域を京城府の管轄区域に編入しようとした。ここで注意したいのは、「朝鮮市街地計画令」の施行にあたって朝鮮総督府が「市街地計画区域」を単一の行政区域とすることを求めたことである。内地での状況に鑑みて、複数の行政体を1都市計画区域とした場合、財源の不均衡など問題が多いと判断したためである<sup>16)</sup>。京城府もこの意向に沿ったわけだが、編入範囲については容易に結論が出ず、編入実施まで2年近くを要した。特に大きな問題となったのは、周辺地域の中で最大の人口を有する永登浦邑が反対したことである。この地区は、鐘紡・東洋紡などの内地大企業も含め、工場の立地が進行していた。それだけに邑財政は豊かであり、多額の公債を抱えていた京城府に編入されるのを嫌ったのである。しかも1935年3月には京畿道が先行的に街路計画と用途地域計画を立案していたという背景<sup>17)</sup>もあって、行政体として独立したまま、都市計画の上でだけ京城府と一体化するという希望を懐いたとみられる。しかし、総督府の編入強制の意志が固いため、1935年9月にやむなく応諾した。

1936年4月1日をもって、京城府は周辺地域を編入して、管轄面積は36平方キロから134平方キロに拡大し、人口は40万4000人から72万7000人に増大する。同日、その拡張された管内の全域を市街地計画区域に決定した。しかしながら、「京城市街地計画」の具体的な内容が確定するまでにはさらに時間を要した。京城府は1935年秋には新府域での道路予定地の測量を始めており、36年初頭からは総督府と京城府の双方で街路網の計画を立てていた。けれども、その後、最終案の策定は遅延し、建設行為を差し止められたままの府民の不満が高まるなか、8月末ようやく総督府が街路網と土地区画整理事業地域を決定した。これを京城府会に諮問し、ほぼ原案通りの答申を受ける。総督府はこれを11月の第2回市街地計画委員会に諮って承認を得、年末の12月26日に公布に至る【図2】。

「京城市街地計画」で決定公布をみた街路網は222路線、総延長31万8440メートルにのぼった。なお、この決定に伴って旧来の市区改修事業による街路整備は制度上は打ち切られる。また土地区画整理地域は、新編入地域のうち、標高70メートル以上の地帯、漢江河川敷等を



出典：朝鮮総督府内務局『都市計画概要』1938年

図2 「京城市街地計画」における街路網

のぞいた残りのすべての地域 1581 万 7000 坪である。これらの地域は京城府当局において 30 地区に区分され、10 年間で順次、土地区画整理を完了する計画であった。なお、1939 年 9 月 18 日に約 147 万坪を追加し、総計 1728 万 6800 坪 (5713 万 6900 平方メートル) となった。

近代都市計画事業においては、都市基盤の整備とともに土地利用の統制が重要な使命である。前者のみを先行させていた総督府と京城府であったが、1939 年にいたって後者に着手する。この年の 5 月 4 日、総督府は風致計画、公園計画、そして土地利用を規制する用途地域制計画を京城府会に諮問する。全計画案とも、最終的には 6 月 5 日に原案通り可決されて、総督府に答申された。これらのうち、用途地域指定はすみやかに実行に移され、3ヶ月後の 9 月 18 日には総督府令として公布される。公園地区も 1940 年 3 月には決定の告示にいたっている。大小 140 個所、138 万平方メートルであった。風致地区の指定だけは 1 年近く遅れて、1941 年 3 月 25 日となる。

京城府の人口は、1915 年に 24 万 1000 人であったものが 1935 年に 40 万 4000 人に増え、周辺地域を編入した翌 36 年には 72 万 7000 人、1942 年には 111 万 4000 人に達し、戦前期の



ピークを迎える。こうした人口の激増は当然、それまで以上にひどい住宅不足を惹起したため、京城府当局は区画整理の進行を待たず、1940年末以降、郊外の新村・上道・金湖3地区、約60万坪を取用し、一団地の住宅用地を造成して府営住宅の建設を進めた<sup>18)</sup>。

#### 第四章 京城府の都市計画技術者と財源

ここまで見てきたように、1934年以降、京城府は懸案の法定都市計画に取り組むこととなり、特に「京城市街地計画」が決定したのちの1937年からはさまざまな都市計画事業を展開していく。ここで、都市計画を担当した京城府土木課・都市計画課のマンパワーと財源について概略を述べておきたい<sup>19)</sup>。

1933年・1934年については『朝鮮総督府及所属官署職員録』は課ごとの記載がないため、土木課の陣容は明確でない。33年4月時点では土木課長として技師（総督府所属）として町田義知がいたほかに土木技師（京城府所属。正確には総督府の臨時採用で京城府に補任）として樋口正名を配した。技手（総督府所属）は8人いるが、このうちのどれだけが土木系かは把握できない。書記についても全部局をまとめてあって抽出できない。土木技手（京城府所属）は14名であった。1934年7月時点では、技師は土木課長の町田久壽男（東大・土木1926年卒）だけになる。技手2名、土木技手17、書記は不明である。34年7月の時点では都市計画事業へ向けての組織としての対応は明確でないといえる。なお、町田久壽男は33年4月に全羅北道土木課長から来任した。都市計画系の復活をはじめとして京城市街地計画の枠組みを作った人物とされる。

1935年7月の陣容は、技師（土木課長）1（町田）、土木技師2（小野寺啓治（京城高等工業・土木・1924）、梶山浅次郎（攻玉社・1913））、府技手（京畿道所属）3、書記15、土木技手18となっていて、技師・技手層の充実が図られていることがわかる。梶山は1929年まで総督府に技手・技師として在籍し、いったん朝鮮土地改良会社に転出していたが、1934年4月に京城府に技手として採用され、同年5月には都市計画係長となった。本来の専門は河川工学であるが、京城市街地計画事業の策定にもっとも力のあった一人といえる。一方の小野寺は技手から臨時職員枠での技師となり、京城府に補任されたもの。

1936年7月には技師（土木課長）1（町田）、土木技師2（小野寺、梶山）、府技手3、書記24、土木技手24と、書記・技手が増員される。課長の町田は9月に工営部長心得に昇進したのち、10月に総督府元山土木出張所長へ転出する。また冒頭に名前を挙げた根岸情治が9月に北海道書記から書記として転任してきている。

1937年になると、8月時点で、技師（土木課長）1（伊藤文雄（熊本高工・土木・1908））、朝鮮土木技師1（小野寺）、主事1（家入傳）、土木技師3（梶山、矢野真郷（京城高工・土木・1921）、丹

野三郎（学歴不詳）、技手 2、書記 36、土木技手 55、と前年からほぼ倍増し、100 名近い大組織になる。

1938 年には、4 月に土木課都市計画係が独立して市街地計画課（7 月に都市計画課と改称）となり、当初 3 係（庶務・第一技術・第二技術）、のちには 5 係（事務・計画・工務・換地・公園）を擁した。

両課の人員の変化を追うと、8 月時点で都市計画課が土木技師 2（うち課長 1）（梶山、木島榮（京城高工・土木・1928））、主事 1（木島糸太郎）、技手 1、書記 14、土木技手 30 という陣容、一方の土木課は、技師（土木課長）1（伊藤）、朝鮮土木技師 1（小野寺）、主事 1（家入）、土木技師 2（矢野、丹野）、技手 1、書記 25、土木技手 27、公園技手 1 となる。都市計画課の土木技師・木島榮は前年に黄海道から技手として任官しており、また主事の木島糸太郎は、名古屋区画整理協会に長くいて、38 年 3 月付けで任官したものである。また 4 月には翌年に技師となる高本春太郎が都市計画北海道地方委員会技手から移籍している。

1939 年 7 月時点では、都市計画課：土木技師 4（うち課長 1）（桃田喜一（九大・土木・1925）、高本春太郎（学歴不詳）、木島榮、山下鐵郎（学歴不詳））、主事 1（木島糸）、書記 21、土木技手 40 であり、土木課は、技師（土木課長）1（伊藤）、主事 1（家入）、土木技師 3（矢野・丹野・佐藤殖（公園業務担当、学歴不詳））、技手 2、書記 27、土木技手 44 となっている。中心人物だった梶山浅次郎は 39 年 4 月に漢江水力電気会社に移る。あとを継いだ桃田喜一は宇部市主事で同市の都市計画を主導した経歴を持ち、1936 年から京城府の水道技師を務めていた。

土地区画整理事業が始動する 1937 年度以降には『職員録』に掲載されない臨時的な雇員が多数いたとみられる。雑誌『区画整理』1939 年 1 月号の新年挨拶には都市計画課員として 195 名が名を連ねており、9 月号では都市計画課の職員は 300 名近いと紹介される。翌月の同誌では京城府には「区整マン」が 350 名いるという文言もある<sup>20)</sup>。

冒頭で、石川栄耀の部下が数名、重要な地位にいたという根岸情治の回想を紹介したが、石川自身は 1939 年の講演の中で、京城府に在籍するかつての部下として、根岸自身のほか、先述の木島糸太郎（主事・庶務係長）、安藤武（技手）、佐藤徳二（技手）の名を挙げている<sup>21)</sup>。

都市計画事業はそれ自体が金銭的利益を生むものではないので、日本の法定都市計画事業は常に予算不足に悩まされてきた。市街地計画事業の予算は第 1 次 5 ヶ年計画で 1500 万円が計上されたが、京城府の一般会計予算は 1930 年代後半では 400 万円～500 万円で推移していたから、都市計画事業への出費は京城府にとって大きな負担であった。新たな財源としては、街路・下水に関しては受益者負担金、市街地計画特別税、補助金、府債が設定され、一方、土地区画整理に関しては府債と土地所有者への賦課とが設定された。ただ 1938 年 1 月に地方債の発行を抑制するよう政務総監からの通牒があった<sup>22)</sup>ため、区画整理事業では工費の圧縮が必要になった。

また次に詳述するように朝鮮半島での土地区画整理は、地主による組合施行が一般的な内地と異なり、行政による執行が原則となっていた。行政執行の場合、内地では余剰地を売却してその利益を事業に還元する替費地の手法をとれなかったが、京城府では1942年12月からは替費地を設定することとなった<sup>23)</sup>。

## 第五章 京城府の土地区画整理事業

京城府域での都市計画事業のなかで、都市の根幹を規定し、変貌させる点で大きな意味を持ったのが街路網計画と土地区画整理事業である。このうち街路網の計画は総督府が主導権を握っていたとみられるのだが、土地区画整理事業は京城府の技術者が主体的に計画を進め、しかも、先に触れたようにおびただしい人員を注いで遂行している。そもそも石川栄耀自身、内務省技師として名古屋市での区画整理事業で圧倒的な実績を上げて、区画整理が都市計画においていかに有用な手法であるかを知らしめた人物であり、先に挙げた彼の「部下」は名古屋市中で石川の下、区画整理に従事したスタッフにほかならない。なかでも木島兼太郎は雑誌『区画整理』の編集長も務めていた。彼らが構想する「名都京城」を実現するために、彼ら自身が駆使した都市計画技術の中核は、すなわち土地区画整理であった。「名都京城」の特質もまた、そこに集約されているとあってよいのである。

朝鮮市街地計画令における土地区画整理は、日本国内法の都市計画法での土地区画整理の規定とは異なり、土地所有者の組合による施行を前提としなかった。地主の意向がそろわない危険性があること、そもそも不在地主が多いことなどを理由として行政による執行を基本と定めた<sup>22)</sup>。法令上は、所有者からの自主的な施行を原則としてその申請を待つが、その期間は1ヶ月程度で、国内法の1年間とは大きな差があった。この期間を過ぎても申請者がいなければ、総督府は自治体に施行命令を出せることになっていた。実際、朝鮮半島におけるすべての土地区画整理は行政執行で進められることになる。なお、岡崎草案の時点では、国内法に準じて土地所有者の組合による施行を想定していた。おそらくは、1932年ごろから京都市を筆頭に日本国内で行政執行による区画整理の成果が上がりはじめたことを受けて、実施案作成の過程で変更されたものと思われる。

朝鮮半島での土地区画整理事業のもう一つの、そして最大の特徴として強調したいのは、区画整理と法定都市計画が連動して施行されたことである。すなわち、都市計画の全体像に合わせて区画整理事業をおこなう地区を指定する「都市計画土地区画整理」として施行されていく。この点については後段で詳しく述べる。

京城府における土地区画整理事業は次のように進行した【図3】。

まず、1937年2月20日に朝鮮総督府告示第96号をもって、敦岩・永登浦・大峴の3地区

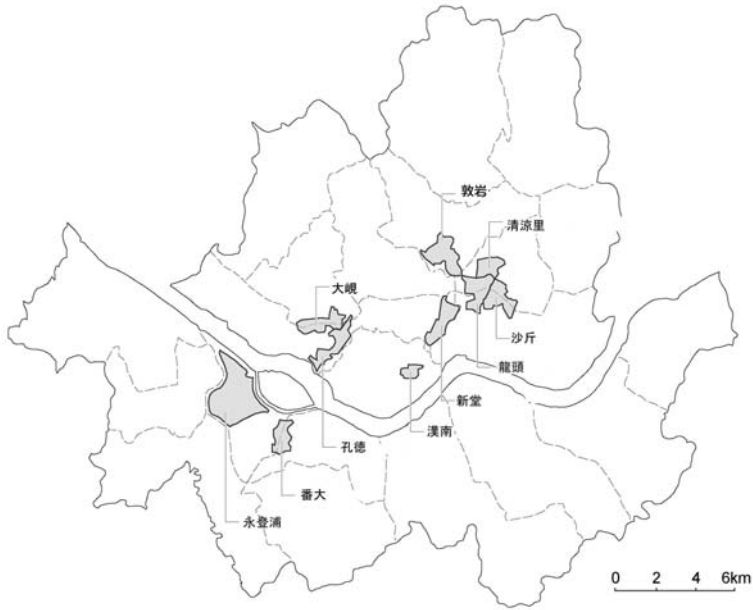


図3 植民地期に計画された10ヶ所の土地区画整理事業地（筆者作成）

が指定される。それぞれ、京城府域の北・南西・西の周縁部に位置する地域である。先に見たように、京城府当局がそもそも都市計画に求めていた成果は、都心の朝鮮人居住区の再開発であり、都心部住民分散の受け皿として郊外における住宅地開発が設定された。おのずから土地区画整理事業は新編入地域に集中して設定されることとなる。別の見方をすれば、京城府での区画整理地には基本的には朝鮮人が住むことが前提となっていたといえる。

事業の進行経過に戻ろう。朝鮮総督は、上記3地区の指定とともに、土地所有者に対して土地区画整理施行の認可申請をなすよう、告示をおこなった。敦岩・永登浦は同年3月20日までの期限、大峴地区については同年9月30日までの期限である。いずれの地区においてもこの期日までに申請者がいなかったため、前2者に対しては同年3月22日に、大峴については同年11月6日をもって、総督名で京城府尹に対して施行が命じられた。

これ以降は京城府がそれぞれについて事業計画を立案して総督府に申請し、認可を得た日から施行に着手するという手順をとる。なお、事業計画の申請に先立っては、その予算案が府会の可決を経ている必要があるが、1937年度の市街地計画予算案は37年3月29日に京城府会で可決されていて、問題はなかった。敦岩・永登浦両地区についての申請は1937年6月3日になされた。敦岩には同年10月28日に認可が下り、翌11月に仮換地が決定、38年6月ごろに起工する。戦時体制化の深まりとともに資材難に悩まされて工事は遅延するが、41年3月には造成工事がほぼ竣工、43年10月12日に竣成奉告式を挙げる。永登浦については37年

## 名都「京城」の夢（石田）

11月12日に認可されて、翌12月はじめに仮換地に進み、38年6月に起工する。こちらも工事は遅滞したが、41年3月にほぼ竣工を迎え、43年10月12日に敦岩とあわせて竣成奉告式を挙げる。

大峯地区は1938年11月18日に認可され、翌39年3月に換地を決定し、7月に着工、44年3月に竣工を見た。

1939年1月19日には、上記3地区に加えて、番大、漢南、沙斤、龍頭、清涼里、新堂、孔徳の7地区が指定される。これらは39年11月から翌40年10月までに事業認可が下り、順次着工するが、番大と漢南以外は未完成の状態を終戦を迎える。

さらに41年8月には三坂地区約5万9000平方メートル、9月に新吉地区188万9000平方メートルの施行命令が総督府から京城府に出されている。しかし、資材の欠乏と労働力の払底に悩む京城府はこれらの事業計画を立案するに至らなかった。また1939年6月には清溪川沿岸の密集地帯が次の区画整理地区に追加されるという報道がなされた<sup>25)</sup>が、具体化していない。

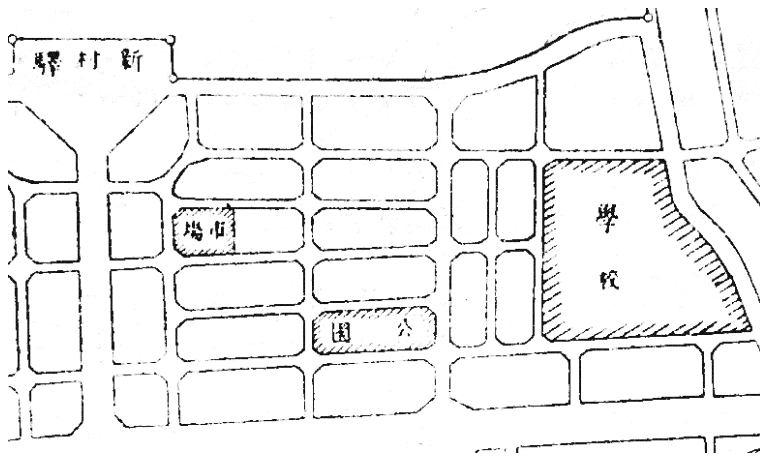
## 第六章 京城市街地計画の空間イメージ

土地区画整理事業の対象地の10地区を見ると、いずれも都市計画上の用途指定と対応した性格付けが明確である。つまり、純然たる住宅地とするか、工業用地とするのか、あるいは工業用地に附属する住宅地とするかが、あらかじめ設定されているのである【図4】。また、計



出典：「京城府永登浦及敦岩土地区画整理費起債ノ件」（『昭和十三年度京城府一般経済関係綴（其ノ二）』国家記録院所蔵史料CJA0003366）所収

図4 永登浦地区の将来図。駅前の商業地域を描く。右下の工場は既存の京城紡織。



出典：岡田貢「京城府大峴町新区画整理地と其の今昔」（『京城土木建築業協会報』第3巻第12号）所収の計画平面図をトリミング

図5 学校・公園・市場を揃えた大峴地区の設計

画街路をはさむように事業地区を設定して、区画整理の減歩によって広幅員街路の開削を図る例が複数見られる。1940年に風致地区と公園緑地を決定する際にも区画整理地区と対応することが考慮されていた。

さらには、いくつかの区画整理事業地の設計では、地域のまとまりごとに、学校、公園、公設市場を配置している【図5】。これは総督府技師の山岡敬介が米国の「近隣住区」理論を応用して提唱していた「単位区画」の構想<sup>26)</sup>に沿うものであり、国内での「新興産業都市」での導入に先駆けるものである。これらのことから明らかなように、区画整理事業とそれによって生み出される住宅用地・工業用地群は、京城市街地計画全体と緊密に結びつけられていたのである。

日本国内での区画整理事業は、公費の支出なしに都市整備の大きな成果が挙げられる手法として高い評価を得ていた。しかし、それと表裏を為して、地主の私利のために公権力を用いるものという非難がつきまとった。実際、地主の利潤を優先して公園用地を圧縮する、あるいは全体計画とは無関係に利潤の上がる場所の区画整理だけが進捗するといった問題が惹起していた。そのため都市計画家の間では、区画整理を真に都市計画の要素たらしめるには都市全体の総合計画の下に施行しなければならないという使命感、そしてそれが果たせないという不満が醸成されることとなった。

それだけに、京城府の市街地計画において総合的な都市整備・都市経営が進められたことに対して、京城府および朝鮮総督府に集まった都市計画家たちは満々たる自信を持っていた。雑誌『区画整理』は「土地区画整理は/都市計画の母/土地開発の鍵」というキャッチフレーズを

表紙に掲げていたが、その編集長だった木島糸太郎は京城府に転任後、同誌にこう寄稿する。

「土地区画整理は都市計画の母也」の観念と実証は遂に朝鮮に來つて把握し得たり。

真の都市計画精神、吾朝鮮に在矣。直き指導当局、吾半島に在矣。かくして都計の正しき  
出発在矣。かくして区整の剛き前進在矣。天行健哉、朝鮮の土地区画整理。

土地区画整理を地主の営利事業と考へて（内地では甚し）ゐるやうな一派の歪める面なん  
か、猿にでもバリかかせろ<sup>27)</sup>

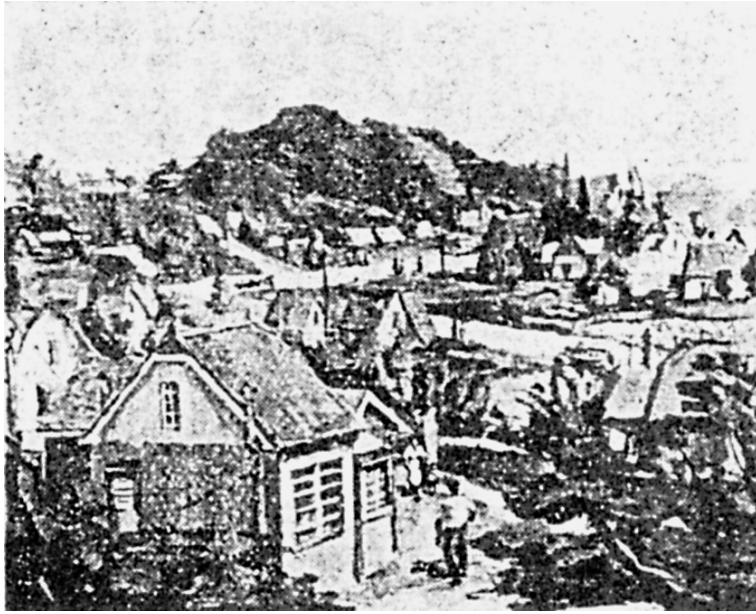
この述懐はただの大言壮語に聞こえるかもしれない。しかし、ここで渡辺俊一が指摘した「一元化テーゼ」の問題に着目したい。渡辺俊一は、日本の近代都市計画思潮において、都市問題と住宅問題を一元的に解決しようとする理念「一元化テーゼ」が形成されていたことを明らかにし、そこでめざされた計画的な市街地形成は、宅地の供給が組合施行の区画整理と民間資本による投機的郊外開発にゆだねられたために失敗したことを示した。渡辺は、これを達成するためには、強力な土地利用規制、宅地と上物が一元的に建設される事業手法、財源、そして計画意図を体する事業主体が必要であったと述べる<sup>28)</sup>。これを踏まえて京城府の市街地計画を見るならば、この4要素が具備されていたといえる。渡辺が念頭に置いている欧米の都市計画システムほどの厳格さと権限には及ばないまでも、国内の状況に較べるならば、都市計画家が期待した一元的解決にはるかに近かったことはまちがいないのである。

ここで、いよいよ具体的な成果を検証しなければならない。

1929年に直木倫太郎は市内に住む者に「郊外地の美しさ、住みよさ」を教えなければならないと述べたが、その10年後に京城市街地計画を推進した都市計画家たちは、郊外住宅地にどのような「美しさ」を想定していたのだろうか。言説としては以下のような空間像が示されている。

都市計画課技手の椎名實は、起伏の多い京城府の特色を生かした宅地造成法を検討するにあたって、「一步表に出づれば道路に面し、裏に回れば山本来の姿をその庭に発見し、眼を外に転づれば隣家は自然木の間に見え、住む者をして安住の地たらしむ」ことを目指している<sup>29)</sup>。

また根岸情治と朴得鎔が作成した区画整理事業宣伝のための紙芝居「大地は微笑む」では、「完成した区画整理の堂々たる文化的郊外地」として、広い庭の中になつ小振りな洋風住宅が点在する風景を描く【図6】。そして「近代都市計画の母と云はれてゐる区画整理の完成が（中略）文化と自然の美しい調和を保たせながら（中略）その日その日の生活を明朗に、健康に導きつつある」という解説を施す<sup>30)</sup>。この紙芝居と同じコンビは『京城日報』が50年後の京城を想像した小説を募集した際に「夢の聚落」を書いて一席に入選している。そこに描き出されているのは計画家自身が空想する都市計画の完成形であるといつてよい。主人公が住む住宅



出典：葱青公 [根岸情治]「区画整理物語 大地は微笑む」(『区画整理』第6巻第1号)

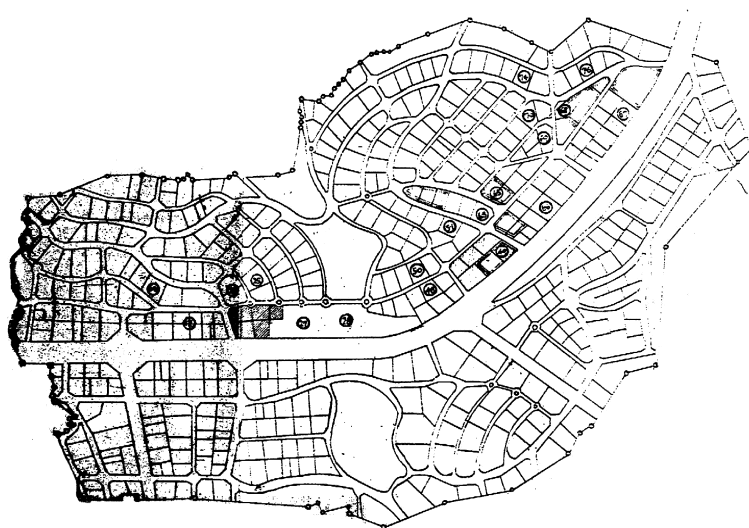
図6 区画整理啓蒙紙芝居「大地は微笑む」に描かれた住宅地

地は「赤と青と白と、それぞれに美しい文化的な建物の姿が(中略)お伽噺の家のやうに可憐に建ち並んである」と描写される<sup>31)</sup>。

これらに立ち現れたイメージは、彼ら京城府の都市計画家たちが、建蔽率が低く、豊かな植栽を持った洋風の「文化住宅」からなる住宅地「文化村」を目指されていたことを教える。こうした郊外住宅の形式は日本国内の大都市近郊では1910年代後半に一般化しており、京城府下でも、1920年代半ばから医者や弁護士、重役たちのための郊外住宅地が民間業者によって同様の形態で開発されていた。区画整理による住宅地はこれらと相似形の「文化村」的住宅地像を想定していたわけである。

これに関連して、京城府の10の区画整理事業地のうち3地区の街路設計で、土地の高低差に沿った曲線街路を導入していることに注目したい【図7】。欧米の郊外住宅地は、英国の田園都市を筆頭に屈曲した街路を設定したものが多いたが、日本では換地のしやすさから単調な碁盤目パターンばかりが採用されてきた。「京城」では、欧米の原型に準ずるべく通弊を破る努力がなされたといつてよい。





出典：「京城府漢南町公舎増築工事ノ件」（『京城府公舎増築工事関係綴』国家記録院所蔵史料CJA0019706）所収

図7 漢南地区の曲線街路

## 第七章 「名都京城」の植民地的特質

1940年代に入ると、日中戦争・太平洋戦争が深刻化して、建設資材も労働力も不足するようになった。そのため区画整理事事は遅滞し、未完の地区も多い状態で戦争の終結と日本人の引き揚げを迎えることとなった。それでも第二次大戦後、韓国人の手によって、ソウルの都市計画が進められるようになったとき、植民地期の区画整理の手法はかなりの部分が踏襲された。

では、日本人のおこなった京城市街地計画は時代を超越して受け継がれるものであったといえるのか、という点と否と答えざるをえない。そこには、植民地での近代化という特殊性がさまざまな面で刻印されているのである。

計画の施行にあたって発生した新たな問題や住民側の抵抗に目を向けてみよう。区画整理をめぐっては特に大きなトラブルが起きている。まず減歩率（所有地を公共用地として提供させる割合）が高かった。ここで朝鮮総督府技師・山岡敬介の発言を見ておきたい。彼は、1936年4月の時点で京城府の新府域3000万坪のうちに道路用地500万坪を確保する方法として区画整理を提案し、「公共地として二割五分乃至三割の土地を差し引かれても敢えて苦痛ではない」と講演している<sup>32)</sup>。この講演は総督府が土地区画整理事業の開始に際して設定した2つの前提を明示する。すなわち、役割として、宅地造成だけでなく、道路開削の面を重視していたこと、そのために3割に及ぶ減歩率が当初から想定されていたことの2つである。

日本国内では1933年に内務省が示した「土地区画整理設計標準」で民有地の減歩率は25%を越えないこととされていた。実際、1930年代まではほとんどの区画整理事業で10%台かそれ以下であった。しかし朝鮮半島では大半が25%以上の減歩率で施行されている。30メートル幅の幹線道路を開削でき、また、各集落に対応させて公園、学校、市場などの公共用地を確保できたのは、こうした高い減歩率を設定した結果である。しかし、28パーセントの減歩率だった大岬地区では「25坪の敷地が17坪になり、15坪が10坪になり、とうてい住宅は建てられない」という不満が高まったという<sup>33)</sup>。これについては、そこに都市計画家の「先進性」を見るべきかもしれない。戦後の区画整理事業では、減歩率は日韓ともに25%を超えるのが常態となっており、植民地期の施策はそれを先取りしていたといえるからである。

しかし、明らかに国内とは様相を異にする部分もある。1936年の京城都市計画研究会主催の「朝鮮都市問題会議」の際に、都市計画事業の施行によって立ち退きを迫られる下層民に対して特別の居住区を設ける必要性を光州府の朝鮮人技師が指摘した。しかし、その席上では、日本人技師たちは、その種の提案は質疑の場で述べる事柄ではない、と取り合おうとしなかった<sup>34)</sup>。そのやりとりからは、計画者は問題の所在を認識しながらも、解決する意志を持っていなかったことがうかがえる。

区画整理の際に借家人の権利が保障されないという問題は日本国内でも早くから批判のあった点であるが、大岬地区では対策を講じないまま実施に移したため、減歩の分だけ借家人が追い出される事態が生じた<sup>35)</sup>。また、敦岩地区の工事では移転命令に従わなかった朝鮮人の住宅200戸を強制撤去したことが報道されている<sup>36)</sup>【図8】。立ち退きを強制された住民の場合については、最終的には金銭的な補償で決着させたとと思われる。それでも日本国内では800人



出典：『東亜日報』1939年7月6日夕刊2面掲載。国史編纂委員会韓国史データベース「韓国近現代史新聞史料」を利用

図8 敦岩地区での住宅撤去

が住む集落を一気に除却するといった手法を採った例はないことからみても、朝鮮人居住者が政治的弱者であることを見越して、このような強権的手段に訴えたと見ることができる。

それでは、計画される側の朝鮮人住民は、こうした都市計画をどう受け止めていたのだろうか。まず、日本人のおこなう都市整備に対して猜疑心と警戒感を抱いていたことは疑いない。1920年代までの「京城市区改正事業」については、日本人居住地域だけを優遇するという不公平を絶えず感じていた。実際、1929年には京城府尹が開発業者と結託して府有地を払い下げた上に、そこに造成された住宅地へのアクセス道路を府道として整備するという事件が起きた<sup>37)</sup>。「朝鮮市街地計画令」に対しても、受益者負担の名目のもとに結局は日本人のための都市整備に出費させられるのではないかという疑いが持たれていた<sup>38)</sup>。

しかし、京城市街地計画については、新聞の報道からうかがえる範囲では、その全体像、すなわち工業地区を設定して工場を誘致し、産業都市に脱皮する、そして広幅員の幹線街路が四通八達するという構想には納得し、期待を寄せていたとみられる。早い時期には受益者負担金や公債償還のための増税がもたらす経済的負担を警戒する意見が見られ、また先に触れた、強制立ち退きなどの事態には、京城府側の下層民への配慮のなさを難じる記事が現れるが、事業自体を否定する論調はみられない。朝鮮人居住者は、「京城市街地計画」の基底となっている京城府の「近代化」は支持していたと見てよいし、むしろその成果が平等に享受できることを求めている。なにより区画整理事業による地価の上昇は土地所有者から大いに歓迎されていた。

このように表面的には「名都京城」の未来像は、計画者と住民とのあいだで共有されていたようにも見える。だが、ここにおいて考えるべきは郊外居住の様相である。先に見たように、郊外住宅地は日本国内のそれをなぞった「文化村」のイメージで構想されている。その空間イメージどおり、郊外住宅地には文化住宅が建てられたのかというと、決してそうではなかったのである。

住宅建設が最も順調に進んだのは戦時体制化以前に完成した敦岩地区であるが、そこに最も多く建ったのは実は都市型韓屋と呼ばれる形式であった<sup>39)</sup>【図9】。都市型韓屋とは、伝統的な住宅形式を規格化し、高密度に集積できるよう変形したものである。中庭を3方から囲むC字型をなし、外周には全く余地をとらずに、隣家と密着する形式である。日本側が計画時に想定した、洋風にデザインされて外庭を設けるという形式は稀であった。

そこには2つの理由が想定できる。ひとつは、朝鮮人住民の住宅意識においては韓屋がなお社会的な意義を十分に有していたということである。区画整理事業地に建設された韓屋は、むしろ従来の様式よりも複雑な装飾を持った「虚飾的な」意匠でさえあった<sup>40)</sup>。

もうひとつは、建坪10坪内外の住宅が区画整地事業地に建つものの3割を占めるほど、高密度居住を余儀なくされる状況が現出していたことである<sup>41)</sup>。敷地が狭い場合、中庭型プランのほうが建蔽率の制限（住宅地は60%以下という規定であった）を満足させやすいため、韓屋が



出典：Kwang-Joong Kim ed., *Seoul, Twentieth Century*, (2003, Seoul), p. 232.

図9 敦岩地区にたちならぶ都市型韓屋

有利になる。

後者について、もう少し詳しく見てみよう。そもそも区画整理によって生み出される郊外住宅地は中心部の人口を吸収するという目的を担っていた。しかも高率の減歩によって住宅用地は狭められた。そのため、かなりの高密居住を求められた。敦岩地区は43万7000坪の民有地に対して7万人から10万人の人口を収容すると想定されている<sup>42)</sup>。また大岷地区は、22万7000坪の民有地に対して1万5000戸の居住を想定しているとされる<sup>43)</sup>。すなわち1人あたり5坪、あるいは1戸あたり15坪しか供給できないことになる。あらためて【図6】を見てみよう。このような住宅地を実現するには1戸につき50坪程度の敷地が必要であろう。その意味では京城府の都市計画家が提示した「夢の聚落」は文字どおり画に描いた餅であった。

この齟齬は、直接的には計画と設計の乖離から生じたといえる。だが、そうした、いわば初歩的な食い違いはなぜ起きたのか。

都市計画家たちは、土地区画整理事業という、既成の空間秩序を完全に変わらしてしまおう強力な手法を実行するために、〈低建蔽率・洋風住宅・自然〉という「文化村」イメージを持ち込んだ。冒頭に挙げた石川栄耀の「京城」評の一節に、「一般朝鮮市民の家屋がせめて一坪なり二坪なりの青い庭を有つて居たなら」という注文がついていたことを想起してほしい。日本人都市計画家にとって、庭にあふれる豊かな緑は、良好な住宅地とほとんど同義の存在であった。しかし、そうした空間イメージは、都市型韓屋を改める必要を感じない地域住民の住宅観とも、また多くの人口を吸収してほしい都市経営上の要請とも折り合わせるができなかった。かくして、日本人の手を離れた戦後ソウルの区画整理事業地は、漢南地区のように米軍基地に近いために「洋風住宅」が選択された地区以外は、韓屋向けに正方形に画地を割り直して再出発することとなる。

都市計画が総合的で堅牢な構造を有していればいるだけ、習俗や歴史的蓄積といった前近代的要素は排除され、きしみを生じがちである。それは、近代都市計画がおのずから孕む強権性でもあるのだが、「京城」においては、植民地における支配—被支配の構造の中で、その強権性が暴力的に作用する局面が生じたと見ることができる。

日本人都市計画家が誇った「京城市街地計画」の総合性は、強権の発動と地域的特性の無視の上に組み上げられた独善性と表裏をなしていた。そう考えるとき、「名都京城」は美しくも脆弱な夢想であったといわざるをえないのである。

なお、筆者が植民地期朝鮮半島の都市計画について研究を進めるにあたっては、常に金珠也博士（慶尚大学校教授）のご助力とご教示を仰いできた。小論は——その内容についての文責は筆者に属するとはいえ——金博士との協同の成果であることを言い添えたい。また、この研究テーマに対しては、2004年以来、鹿島学術振興財団・平和中島財団・大林都市研究振興財団・住宅総合研究財団・科学研究費補助金（22360260）の助成を得てきた。小論にはそれぞれの研究助成の成果がなんらかの形で込められている。各財団・日本学術振興会各位にあらためて感謝を申し上げたい。

#### 注

- 1) 根岸情治『都市に生きる 石川栄耀縦横紀』〔作品社、1956年〕94頁。石川栄耀については中島直人他『都市計画家 石川栄耀』〔鹿島出版会、2009年〕を参照。
- 2) 石川栄耀「都市鑑賞記「金沢、慶州、京城」その三 京城の鑑賞」〔『都市公論』第17巻第11号、1934年〕99頁。
- 3) 『京城彙報』第208号、23頁。実際の業務は講演会程度だったのではないかとも思われ、どこまでこのことを重視すべきかは今後を期したい。
- 4) 1930年代後半の京城市街地計画事業に関しては、当事者の報告としては京城府『京城府都市計画要覧』（1938年および1939年）がある。歴史研究としては、韓国近代都市史研究の先駆者である孫禎睦が『日本統治下朝鮮都市計画史研究』（西垣・市岡・李訳）〔柏書房、2004年〕のほか、『서울 [ソウル] 600年史』第4・5巻（서울 特別市市史編纂委員会編）〔1995〕をはじめとする多くの地方史誌で論じているが、資料的限界もあって、やや一面的な叙述が目につく。염복규 [廉馥圭] 『서울은 어떻게 계획되었는가 [ソウルはいかに計画されたか]』〔살림 [サルリム] 出版社、2005〕は若い世代による代表的な論考だが、社会経済史的な文脈に回収されがちで、都市計画固有の問題には筆が及んでいない。김홍순 [キム・フンスン] 『일제강점기 도시계획에서 나타난 근대성 [日帝強占期の都市計画に現れた近代性]』〔『서울도시연구 [ソウル都市研究]』第8巻第4号、155~173頁〕はいわゆる植民地近代性の概念を導入した大胆な論考だが、解釈の提示にとどまっている。日本での植民地都市計画史の第一人者である五島寧の所論のうち、「朝鮮市街地計画令の立案過程に関する研究」〔『日本都市計画学会都市計画論文集』No.39-3、919~924頁〕は京城市街地計画に言及するが、考察は計画策定段階に限定されている。砂本文

彦『図説ソウルの歴史』（河出書房新社，2009年）の近代部分は最新の研究成果を反映しているが、書物の性格上、概説にとどまる。なお、筆者らは、石田潤一郎・中川理・金珠也・北尾靖雅「近現代韓国における郊外住宅地の変容——ソウル・大邱での日本統治期土地区画整理事業の実態と戦後の変貌——」（『住宅総合研究財団研究論文集』第34号，373～384頁）において、京城市街地計画の一環として遂行された土地区画整理事業を総覧している。また Jun'ichiro Ishida, 'Japanese Colonial City Planning in the Modern Period', *"Proceedings of CU: ADS2010"*, pp. 2～12 では日本人が台北と「京城」とで施行した都市計画を概観している。本稿はそうした蓄積を踏まえつつ、京城市街地計画の全体像について再考するものである。取り上げる事象が前稿と重複するところがあるが、より広い視野から位置づけ直すことに留意している。

- 5) 李泰鎮「明治東京と光武漢城（ソウル）」（渡辺浩・朴忠錫編『韓国・日本・「西洋」』（慶應義塾大学出版会，2005年）413～462頁）参照。
- 6) 『京城府史』第2巻〔京城府，1936年〕の記述によると、日本人居住区の中心部である本町通りの改修事業は1895年，1901年，1907～08年と繰り返されている。
- 7) 京城市区改正事業については、朝鮮総督府『朝鮮土木事業史』（1937年），京城府『京城府土木事業概要』（1938年），五島寧「「京城」の街路建設に関する歴史的研究」（『土木史研究』第13号，93～105頁），同「日本統治下京城の近代都市計画導入時期に関する研究」（『日本都市計画学会都市計画論文集』No.42-3，391～396頁）参照。なお，事業名は「市区改正」で，工事される道路は「市区改修路線」と称された。1929年以降，事業主体が朝鮮総督府から京城府に移ったのちは「市区改修事業」と呼んだ。
- 8) 馬野精一「立体的都市計画」（『京城彙報』第43号）3～4頁，酒井謙治郎「京城府の人口増加趨勢と地勢面積」（『京城彙報』第49号）9～13頁，馬野精一「大京城の建設」（『京城彙報』第55号），酒井謙治郎「区画整理の必要」（『京城彙報』第71号）など。
- 9) 『東亜日報』1924年8月19日3面「市区改正斗[と]受益税」。
- 10) 金銀眞「ソウルの中心地における都市計画と道路改修の変化に関する考察」（『日本建築学会計画系論文集』第609号）209～214頁を参照。
- 11) 条例案諮問については『京城日報』1929年3月26日朝刊3面「京城府の新税/受益税条例」。可決については『京城日報』1929年8月10日朝刊3面「愈々可決した受益税案」。
- 12) 講演の要旨は，直木倫太郎「将来の京城」（『京城彙報』第88号）32～34頁。その解説は，直木「京城の土地区画整理」（『京城彙報』第89号）11～12頁。
- 13) 岡崎早太郎「朝鮮市街の創作と改良」（『都市問題』第14巻第3号，183～194頁）。
- 14) 「市街地計画令」（『京城日報』1934年6月20日朝刊3面）。
- 15) 牛島省三「朝鮮市街地計画令の発布に就て」（『朝鮮』第230号，91～98頁），五島前掲「朝鮮市街地計画令の立案過程に関する研究」を参照。
- 16) 京城府『京城都市計画要覧』（1939年）には「朝鮮市街地計画令に拠れば行政区域と市街地計画区域とは必ずしも一致せしむるの要なきも，内地先進都市の実例を見るに，之が不一致の場合，後日事業遂行に当り負担金徴収，諸種の取締等種々なる不便を生ずる場合多きを以て，京城府に於ては，行政区域と市街地計画区域とを一致せしむべく，先ず行政区域の拡張を行ひ，之を市街地計画区域となすべき方針」であった旨述べられる（12～13頁）。
- 17) 「永登浦市街地拡張道路網ノ件」（国家記録院所蔵史料 CJA0014777）。この問題については，石田潤一郎・金珠也・平井直樹・小野芳朗「植民地期ソウル永登浦地域の工業都市化過程」（『2012年度日本建築学会大会（東海）学術講演梗概集』「建築歴史・意匠」941～942頁）で報告

## 名都「京城」の夢（石田）

している。

- 18) 土地を収用して一団地の住宅経営をおこなうことは、日本の都市計画家にとって長年の夢だったが、国内では1936年に東大阪市小阪で実現されたにとどまった。その意味で、これら朝鮮半島で遂行された事例は重要である。ただ京城府の3地区をはじめ、工事が滞り、あるいは1942年以降、朝鮮住宅営団に移管されて労働者用規格住宅の用地となるなど、所期の目標からは外れていった。
- 19) 官吏氏名、人数は『朝鮮総督府及所属官署職員録』各年度により、出身学校は主に朝鮮工業協会『朝鮮技術者名簿』（1939年（『日本人物情報大系』第78巻（皓星社、2001年）収載の復刻を用いた））によった。町田萬壽男については「京城府町田土木課長の栄転」（『京城彙報』第183号）36頁、梶山浅次郎については味園将矢・岸本友恵・木方十根「土木技師・梶山浅次郎の経歴と業績」（『日本建築学会九州支部研究報告』第50号）441～444頁、根岸情治については中島直人「都市計画事業家・根岸情治の履歴と業績に関する研究」（『都市計画論文集』No.46）283～288頁、中島「都市計画事業家・根岸情治論」（『土木史研究』第31号）55～66頁を参照。
- 20) それぞれ、『区画整理』第5巻1号無番頁、葱青公「根岸情治」「区画整理遍路記（その四）」（『区画整理』第5巻9号）70頁、有憂生「朝鮮区整マンよ何処へ行く」（『区画整理』第5巻10号）59頁。
- 21) 石川栄耀「興亜期に於ける京城の都市計画」（『工事の友』第11輯第4号）8頁。石川はこの講演ではかつての部下の名字しか挙げていないので、前掲『朝鮮総督府及所属官署職員録』によって比定した。
- 22) 「10. 昭和十四年度地方予算ノ編成ニ関スル件/2 昭和14年度地方予算ノ編成ニ関スル件の2」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02031293300, 本邦内政関係雑纂/植民地関係/地方制度関係（B-A-5-0-011）（外務省外交史料館））。
- 23) 「京城府告示第二百二十八号」（『京城彙報』第253号）65～66頁。
- 24) 坂本嘉一「朝鮮土木行政側面観」（政治教育協会編『行政実務講座』第8巻（政治教育協会、1938年））142～144頁。
- 25) 『東亜日報』1939年6月8日朝刊2面「都心部에도 [で] 区画整理/清溪川沿岸一帯를 [を] 不遠追加」。
- 26) 山岡敬介「都市構成の単位区画」（全国都市問題会議『都市計画の基本問題 下』（1938年））1～6頁。
- 27) 木島桑太郎「諸家の新年御挨拶」（『区画整理』第5巻1号）1～2頁。
- 28) 渡辺俊一『『都市計画』の誕生』（柏書房、1993年）187～203頁。
- 29) 椎名實「京城土地区画整理の体験」（『区画整理』第4巻第5号）64～65頁。
- 30) 葱青公「根岸情治」「大地は微笑む」（『区画整理』第6巻第1号）59頁。
- 31) 根岸情治「夢の聚落」（『京城日報』1939年8月22日 夕刊1面）。
- 32) 山岡敬介「区画整理に就て」（京城都市計画研究会『朝鮮都市問題会議録』、1936年）52頁。
- 33) 『東亜日報』1939年9月16日朝刊2面「半身不隨의 [の] 換地処分/住宅못 짓는다고 [が] 建てられないと」住民不平滿々/말상된 [性急な] 大峴町換地」。
- 34) 山岡前掲「区画整理に就て」59～60頁。発言したのは金在干。
- 35) 『東亜日報』1939年6月7日夕刊2面「大峴区의 [の] 工事着手로 [で] 去處일흔 [行き先をなくす] 七千余細民」及び『東亜日報』1939年9月10日朝刊2面「집일흔 [家をなくす] 大峴区千二百戸住民/塲地繼續貸与勸告에 [に] 地主側은 [は] 頑強に拒絶」。

- 36) 『東亜日報』1939年7月6日夕刊2面「敦岩町一番地一帯의 [の] 二百戶를 [を] 強制撤毀/八百住民街頭彷徨」。
- 37) 京城府東郊の新堂里の共同墓地が移転した跡地15万坪を、府当局は大阪の証券業者・島徳蔵に格安で払い下げたのち、この敷地にアクセスする道路2本を府費十萬円で開削した。この「島徳蔵問題」は府協議会議員の連袂辞職を惹起する大事件となった。「土地買収にからんだ京城府と島徳蔵との経緯」（『朝鮮及満州』第257号）74～79頁参照。
- 38) 『東亜日報』1934年6月21日朝刊1面「市街地計画令發布/警戒되는 [される] 実地適用」など。
- 39) 西山康雄『日本型都市計画とはなにか』（学芸出版社、2002年）186～195頁、同「韓屋型区画整理の空間構成に関する研究」（『第19回日本都市計画学会学術研究論文集』）151～156頁、同「ソウルの戦前期区画整理地区を歩く」（『区画整理』第30巻第5号）4～13頁。김영수 [キム・ヨンス] 「돈암지구 (1940-1960) 도시한옥 주거지의 도시조직 [敦岩地区 (1940-1960) 都市韓屋住居地の都市組織]」（『서울학연구 [ソウル学研究]』第22号）171～195頁を参照。
- 40) 座談会「朝鮮住宅の改良」（『朝鮮と建築』第22巻第10号）16頁。
- 41) 奥村仁「町割及地番整理に就て」（『京城彙報』237号）25頁。
- 42) 岡田貢「京城府敦岩町新区画整理地と其の今昔」（『京城土木建築業協会報』第2巻第10号）2頁。
- 43) 『東亜日報』1937年6月24日夕刊2面「大峴町区画整理/九月頃発表, 面積五十余万坪/明春에 [に] 工事を [に] 着手」。



## 名都「京城」の夢（石田）

### 要 旨

1936年から41年にかけて、京城府当局は「京城市街地計画」を施行する。これは京城府（現・ソウル特別市）に、街路網・地域制・土地区画整理・公園・風致地区の諸事業を実行しようとするものであった。

本稿は、まず京城府での都市計画が構想されていく課程に目を向ける。1920年代に京城府が法定都市計画に期待していたのは都心部の過密解消であった。しかし、1929年を境に郊外開発へ目標を転換する。その後、不況による中断をはさんで、1934年に「朝鮮市街地計画令」が制定され、これを受けて1936年末に「京城市街地計画」が緒に就く。

京城府による諸事業の中でも、土地区画整理は特に主体的に遂行された。「朝鮮市街地計画令」では区画整理を組合施行でなく行政による執行を本則とした。京城府では、その特徴を活用して、区画整理を都市計画事業全体と連動させて実施した。それによって郊外住宅地造成という第一義的目的の達成だけでなく、街路網建設、あるいは公園・学校・市場などの公共施設の整備が推進された。本稿ではこの経緯を明確にした上で、京城府に在籍した都市計画家たちは日本国内では不可能だった総合的な都市計画が遂行されたと自負していたことを述べた。

それと同時に京城府当局が、その施行過程においては、高率の減歩が惹起する下層住民へのしわ寄せを無視し、あるいは移転を拒む集落を強制的に撤去するなどしていることを指摘した。さらには、区画整理によって造成された住宅地に建設された住宅が、日本人都市計画家が想定した外庭型の洋風住宅ではなく、中庭型の韓屋であったことを示して、「京城市街地計画」の総合性は、強権の発動と地域的特性の無視に基づく独善性と表裏をなしていたと結論づけた。

キーワード：都市計画，区画整理，朝鮮，植民地支配，ソウル

### Summary

The Municipality of Keijo (preset Seoul) had executed Keijo Street Planning which purposed to materialize the projects of street network, zoning, land readjustment, park, scenic district, from 1936 to 1941.

The Ordinance for Street Planning in Chosen enacted that land readjustment was enforced by government, not land owner. The municipality of Keijo executed land readjustment interlocking to whole city planning projects in Keijo utilizing the manner. And the achieved result was not only developing of suburban housing areas, which was the principle purpose of land readjustment, but also building such public works, as street networks parks, schools, and markets.

City planners in the Municipality of Keijo were proud that they accomplished the integrated city planning which had been impossible in Japan main land. At the same time, the municipality of keijo neglected the bad effects of high rate of land decease on lower classes, and disfurnished the interfering habitation. Further they encountered the miscalculation that Korean people built there houses according to traditional style against the expectation of Japanese city planners. The quality of integration of Keijo Street Planning was inseparable from coercion and self-compliance.

**Keywords**: urban planning, land readjustment, Korea, colonial rule, Seoul